

「ベースアップ評価料」について

看護職員など医療現場で働くスタッフの賃上げを実施するため、国の取り組みとして令和6年6月から「ベースアップ評価料」がスタートしました。

この「ベースアップ評価料」による診療費の上乗せ分は、医療現場で働くスタッフの賃上げに全て充てられます。

産業全体で賃上げが進む中、医療従事者（医師を除く）の賃上げを行い人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みです。

ご理解いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。